

国民年金からのお知らせ

年金時効特例法

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額が支払われます

今までは、年金記録の訂正により年金が増額した場合でも、時効消滅のため直近の5年間の年金に限って支払われていました。

これからは、年金時効特例法の成立により、過去に時効消滅した分も含めて全期間さかのぼって受け取ることができるようになりました。

対象者
既に年金記録が訂正されている方

今後、年金記録が訂正される方

手続きなど詳細は、豊岡社会保険事務所または「ねんきんダイヤル」へ問い合わせください。

ちよっと増やせる付加年金

付加年金

老後に受ける老齢基礎年金をより多く受給したいと考えている方のために、付加年金があります。これは、毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、付加年金を加算して受けることができる仕組みです。

この付加年金保険料は、国民年金保険料と同じく全額が所得税や市県民税の社会保険料控除の対象となります。

対象者

国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者

ただし、保険料の納付の免除や猶予を受けている方、国民年金基金に加入している方は加入できません。

付加保険料

1カ月 400円

付加年金額(年額)

200円×付加保険料納付月数(下記参照)

年金個人情報サービス

付加保険料を10年間納付した場合
 付加保険料 400円×10年(120月)=48,000円
 付加年金額 200円×10年(120月)=24,000円(年額)
 付加年金を2年間受給すると
 24,000円(年額)×2年=48,000円
 (老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ支給されている方は、付加年金も同じ率で増減額されます)
 2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金を受け取ることができます。

国民年金の第1号や第3号

の被保険者ならびに厚生年金の被保険者は、インターネットで自身の年金加入記録が確認できます。

(老齢年金の

受給者、共済

組合の組合員

は利用できません)



手続きの流れ

ホームページから個人情報提供サービスへアクセス

社会保険庁のホームページから、トップページの「インターネットの年金加入記録の確認はこちら」

「年金個人情報提供サービス」へアクセスしてください。

インターネットで利用登録

「ご利用登録」の画面で

「基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所

自身で設定したパスワード

(お客様設定パスワード)、

電話番号」を入力してください。

ユーザIDとパスワードの発行

社会保険庁による本人確認

の後、ユーザIDとパスワード(自身で設定したパスワードとは異なります)が自宅に郵送されます。

申込みから発行まで2〜3週間かかります。

インターネットで年金加入記録を閲覧

郵送されたユーザIDとパスワード、申込み時に登録したお客様設定パスワードを入力してログインします。

その場で年金加入記録が確認できます。
 ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

豊岡社会保険事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

9月8日(土)

午前9時30分〜午後4時

9月3日(月)・10日(月)・18日(火)・25日(火)

午前8時30分〜午後7時

電話での問合せ

ねんきんダイヤル

0570・05・1165

IP電話・PHSからは

03・6700・1165

《問合せ》

豊岡社会保険事務所

022・3196

市民課市民係または各総合支所市民生活課

シリーズ『みんなの力で命と暮らしを守る
～防災計画が目指すもの』（最終回）

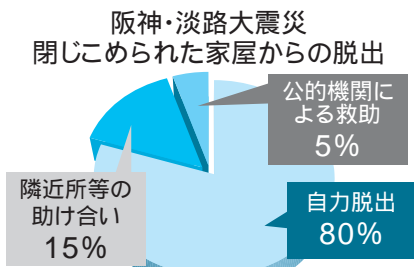
地域での災害に備えるために、みんなで自主防災組織に参加しよう！

新潟県中越沖地震にみられるように、ここ最近、大規模な地震が発生しています。また、風水害の被害も全国各地で見られます。このような自然災害が発生した場合、地域での対応が大変重要になってきます。そこで今回は、シリーズ最終回として、地域にとって力強い味方である自主防災組織について概略を説明します。

《問合せ》防災安全課防災係

大切な「自助」と「共助」

阪神・淡路大震災では、一人ひとりが取り組む「自助」、地域住民などのみんなが協働して支え合う「共助」、行政が行う「公助」が、互いに連携し合いながら力を発揮することの大切さが認識されました。中でも、災害発生時には、行政の力にも限界があるため、「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」をモットーとした「自助」「共助」のあり方が大変重要になってきています。



資料提供：京大防災研究所 巨大災害研究センター長 河田恵昭さん

自主防災組織とは

大災害が発生したとき、かけがえない生命や財産を守るためには、住民一人ひとり

が災害の初期段階において、適切な防災活動を行うことが重要になってきます。

また、各自が勝手に行動をしていたのでは、最大の効果を発揮することができません。そこで、住民の皆さんが団結して、組織的に行動することにより、自然災害に対して最大の効果を発揮することができるのです。

つまり、自主防災組織とは、そのような不測の事態に備えるため、自発的に地域住民同士が協働して、地域の被害を最小限に抑えることを目的とした防災組織なのです。

自主防災活動の3原則

- 楽しく参加できること
- 政治や宗教色抜きであること
- 活動目標や内容が明確・適切であること

自主防災組織の主な活動内容

- 平時時
 - 防災知識の普及：防災学習
 - 防災ハンドブックや地域の防災まちづくりニュースの作成等

地震発生からの時間経過と自主防災活動(例)

時間	状況	自主防災活動
-	地震発生	-
1~2分後	揺れがおさまる	-
3分後	↓	・隣近所で助け合い
5分後		・情報班による地域内の被害情報収集 ・市からの情報を住民へ正しく伝達
10分後 ~数時間	・火災発見 ・倒壊家屋発見 ・負傷者発見	・消火班による初期消火活動 ・救出・救護班による救出活動 ・負傷者の応急救護や救護所への搬送
~数日	避難生活	・市に協力して避難所運営

地域の災害危険箇所等の把握
：タウンウォッチング等
防災訓練：初期消火訓練等
火気使用設備器具等の点検
：ガス器具点検等
防災資機材等の備蓄
要援護者情報の把握
災害時

自主防災組織資機材
整備事業補助金

市では、地域防災計画に掲げる「減災」の視点から、共助の主役を担うことが期待さ

れている自主防災組織に対して、活動に必要な資機材の整備を支援しています。

この事業は、資機材購入経費の2分の1を市が助成するもので、10万円以上の資機材を購入することを条件に、上限20万円までの助成（小型動力ポンプは上限50万円）を行うものです。

なお、補助を受けるにあたっては、自主防災組織規約の作成や防災訓練を実施する必要があります。

これを機会に、防災意識の向上と災害対応能力の向上に役立てるため、ぜひ、この制度を有効に活用してください。

おわりに

地域の防災力は、そこに住む住民一人ひとりが助け合うことで大きな力を発揮することができま

す。そのためには、日ごろからコミュニケーション活動を通じて、地域住民同士のふれあいや助け合いを強めていくことが、地域全体での自主防災活動の第一歩となるのです。

ぜひ、みんなで自主防災組織に参加しましょう。